

個人情報の保護に関する基本方針

公益社団法人愛媛県理学療法士会（以下「本会」という）は個人情報取扱いについて、個人情報の保護に関する法律（個人情報保護法）その他の関連法令・ガイドラインを遵守し、適切に取り扱うとともに、安全管理について適切な措置を講じる。

1. 個人情報の定義

個人情報とは特定の個人を識別出来る情報であり、「氏名」、「生年月日」、「住所」、「電話番号」、「メールアドレス」、及びその他の情報を指す。

また、ここにいう個人とは以下の者をいう。

- ① 本会の会員
- ② 本会事業の関係者（講師、公開セミナーの出席者、事業に際し個別に依頼した専門家等）

2. 個人情報の取得および利用目的

本会並びに公益社団法人日本理学療法士協会、都道府県理学療法士会の事業推進に必要な範囲で、且つ適法で公正な手段により個人情報を取得するとともに、取得時に通知した利用目的の範囲内でのみ利用する。

3. 個人情報の安全管理措置

本会は、取り扱う個人情報の漏洩、滅失、または毀損の防止その他の個人情報の安全管理のために、適切なセキュリティ対策を講じるとともに、安全管理に関する取扱規程等の制定実施を図り、個人情報の保護に取り組む。

4. 個人情報の第三者への預託

本会は事業推進のため、または個人情報保護のために、個人情報を第三者に預託する場合があります。個人情報を預託する場合には、預託先における適切な取扱いを確保するために契約を締結し、その取扱い状況の点検等を行う。

5. 個人情報の第三者への提供

本会は、個人情報を第三者に提供するにあたり、以下の場合を除いて本人の同意を得ることなく第三者に提供しない。

- ① 法令に基づく場合
- ② 人の生命、身体または財産の保護のために必要がある場合で、本人の同意を得ることが困難である場合
- ③ 公衆衛生の向上または児童の健全な育成の促進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難である場合
- ④ 国の機関もしくは地方公共団体またはその委託を受けた者が、法令の定める事項を

遂行する場合

6. 個人情報の開示，訂正，又は削除

本会は以下の事項について，適切且つ合理的な範囲で対応する．

- ① 1. に定める個人から自己の個人情報について開示を求められた場合
- ② 6.-1. の結果，本会が保有している個人情報につき訂正，または削除を求められた場合

7. 個人情報保護遵守にあたって

本会は個人情報の適切な取扱い実施のため，役職員に対し継続的に教育・指導を実施徹底し，また必要に応じて改善を図っていく．

8. 照会者の確認について

身分証等により照会者が本人であることを確認すること．

9. この規定の改廃は，理事会の決議をもって行う．

(2020年11月10日，公益社団法人 愛媛県理学療法士会 理事会承認)

論文および学会・研修会等での発表における
患者プライバシー保護に関する規定

医療を実施する際、患者のプライバシー保護は医療者に求められる重要な責務である。症例報告を含む論文あるいは学会・研修会等における発表では、患者・利用者のプライバシー保護に配慮し、患者・利用者が特定されないよう留意しなければならない。

以下は本会の理事会において採択された、症例報告を含む論文および学会・研修会等での発表における患者プライバシー保護に関する規程である。

1. 患者・利用者個人を特定可能な氏名、入院番号、イニシャルまたは呼び名を記載しない。
また年齢については、検討上必要がある場合を除き、大まかな記載にとどめる（70 歳代後半など）。
2. 患者の職業は治療の目標や計画の検討に必要となることが多いので、必要に応じ個人が特定できない範囲で記載することを可とする（主婦、自営業、会社員など）。
3. 患者の住所は原則として記載しない。ただし、それが検討に不可欠な情報となる場合（疾患の発生場所が病態や機能予後に関与する、居住地が治療の目標や計画の検討に不可欠であるなど）は、区域までに限定して記載することを可とする（愛媛県、松山市など）。
4. 他の情報と診療科名を照合することにより患者が特定されうる場合、診療科名は記載しない。
5. すでに他院などで診断・治療を受けている場合、その施設名ならびに所在地を記載しない。ただし、救急医療や在宅医療等で元の施設の記載が検討上不可欠となる場合はこの限りではない。
6. 日付は、臨床経過を知る上で必要となることが多いので、個人が特定できないと判断される場合は年月までを記載してよい。また、経過についても具体的な日付は入れず、「発症後（術後）〇週」などと記載する。
7. 患者・利用者の写真を提示する際には顔あるいは目を隠す。眼疾患の場合は、顔全体が分からないよう眼球のみの拡大写真とする。
8. 画像や検査情報に含まれる氏名、番号等は削除する。
9. 以上の配慮をしても個人が特定化される可能性のある場合は、発表に関する同意を患者・利用者自身（またはその遺族か代理人、小児では保護者）から得るか、本会倫理委員会の承認を得る。
10. 遺伝性疾患やヒトゲノム・遺伝子解析を伴う症例報告では「ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する倫理指針」（文部科学省、厚生労働省および経済産業省：平成 20 年 12 月 1 日）による規程を遵守する。

1 1. この規程の改廃は、理事会の決議をもって行う。

(2020年11月10日、公益社団法人 愛媛県理学療法士会 理事会承認)